

教育委員会定例会会議録

1 日 時

令和4年10月24日（月）

開会 9時00分

閉会 9時28分

2 場 所

教育委員室

3 出席者及び欠席委員の氏名

出席委員 木平芳定教育長、大森達也委員、北野誕水委員、栗須百合香委員、
富樫健二委員

欠席委員 なし

4 出席職員

教育長 木平芳定（再掲）、副教育長 上村和弘

次長（教職員担当）佐藤史紀、次長（学校教育担当）井ノ口誠充、

次長（育成支援・社会教育担当）中川実、次長（研修担当）水野和久

教育総務課 課長 森岡賢治、班長兼企画員 米澤道隆

教育財務課 課長 石井紳一郎、課長補佐兼班長 飛鳥井清司

教職員課 課長 野口慎次、課長補佐兼班長 古市直之、班長 若宮一哉、
主幹兼係長 山口和睦、主査 鈴木良典

福利・給与課 課長 青木茂昭、班長 坂口浩二

5 議題件名及び採択の結果

	件 名	審議結果
議案第42号	公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第43号	専決処分の承認について（令和4年度三重県一般会計補正予算（第4号）（教育委員会関係））	原案可決
議案第44号	訴訟事件の処理について	原案可決

6 報告題件名

報告1 令和5年度三重県立学校実習助手採用選考試験

の実施について

- 報告 2 令和 5 年度三重県立特別支援学校自立活動教員採用選考試験の実施について
- 報告 3 令和 5 年度三重県職員（航海士・機関士）採用選考試験の実施について
- 報告 4 令和 5 年度三重県立学校育児休業等代替任期付講師等採用候補者名簿登載試験の実施について

7 審議の概要

・開会宣言

木平芳定教育長が開会を宣告する。

・会議成立の確認

5 名中 5 名の委員の出席により会議が成立したことを確認する。

・前回審議事項（10月5日開催）の審議結果の確認

前回定例会の審議結果の内容を確認し、全委員が了承する。

・議事録署名者の指名

北野委員を指名し、指名を了承する。

・会議の公開・非公開の別及び進行の確認

議案第 4 4 号は訴訟の方針に関する案件のため、報告 1 から報告 4 は公表前であるため非公開とすることを決定する。

会議の進行は、公開の議案第 4 2 号から第 4 3 号を審議した後、非公開の議案第 4 4 号を審議し、非公開の報告 1 から報告 4 の報告を受ける順番とすることを決定する。

・審議事項

議案第 4 2 号 公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案（公開）

（青木福利・給与課長説明）

議案第 4 2 号 公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案

公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。

令和 4 年 1 0 月 2 4 日提出 三重県教育委員会教育長

提案理由

公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

1ページ以降が規則改正案となっておりますけれども、6ページの規則案要綱で説明させていただきますので、6ページをご覧ください。公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案要綱です。

「1 改正理由」公立学校職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、規則に関する部分について、国に準じて規定を整備するものである。

「2 改正内容」(1)定年前再任用短時間勤務職員に対する給料の調整額に係る調整基本額を定める。(2)給料月額7割措置の適用を受ける職員に対する給料の調整額の具体的な額の算定方法を定める。(3)暫定再任用職員に対する給料の調整額に関する経過措置を定める。(4)その他規定を整備する。

「3 施行期日」令和5年4月1日(一部公布の日)から施行する。

参考としまして、給料月額7割措置の適用を受ける職員に対する給料の調整額の額の算定方法について、給料の調整額は給料月額の水準を基に額が設定されているため、給料月額と同様に60歳前の職員に支給される額の7割とするとしております。

今回の規則改正につきましては、5月24日の定例会でご審議いただきました、定年引上げに係る給与条例の改正を受けまして、定年前再任用短時間勤務職員等に係る給料の調整額について、国の改正を受けて改正を行うものでございます。

給料の調整額につきましては、特別支援学校及び特別支援学級を本務とする教育職員に対して、その業務の特殊性に基づき、給料として支給されるというものとなっております。

1ページ以降が規則改正案となっております。1ページの新旧対照表中の下段、第1条の3第2項のとおり、現行の規定におきましては、給料の調整額の計算基礎となる調整基本額と、常勤職員及び短時間勤務職員の支給額の計算方法をあわせてこの条項で規定をしてございましたけれども、改正後につきましては、上段のとおり、各項ごとに分割して規定することとした上で、第2項が常勤職員、2ページの第3項第1号が今回新たに規定する定年前再任用短時間勤務職員、第2号が育児短時間勤務職員、第3号が任期付短時間勤務職員の勤務時間に応じた計算方法について規定をしているものです。第4項が給料の調整額の計算基礎となる調整基本額の規定で、4ページの別表第1の2において、今回新たに規定する定年前再任用短時間勤務職員の具体的な基本額を規定させていただいております。

3ページに戻っていただきまして、第5項が端数計算、第8条と第12条の第2項が規定の整備になっております。第8項が定年引上げにより60歳を超えて給与が7割支給となっている職員に係る計算方法の規定となっております。

続きまして4ページですけれども、左の附則第1項、第2項につきましては、施行日、用語の定義、第3項から5ページの第4項にかけまして、定年年齢の段階的引き上げ期間中の職である暫定再任用短時間勤務職員につきまして、定年前再任用短時間勤務職員

と同様の取り扱いとする規定の内容となっております。

第5項、第6項は今年度の再任用職員が規則改正後の来年度に引き続き暫定再任用職員となった場合に、現在支給されている額と改正後の額との差額を支給するなどの経過措置を規定したものでございます。第7項は第3項から第6項の詳細な取り扱いを人事委員会と協議して定める旨の規定となっております。

説明は以上です。

【質疑】

教育長

議案第42号はいかがでしょうか。

【採択】

－全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。－

・審議事項

議案第43号 専決処分の承認について(令和4年度三重県一般会計補正予算(第4号) (教育委員会関係)) (公開)

(石井教育財務課長説明)

議案第43号 専決処分の承認について(令和4年度三重県一般会計補正予算(第4号)(教育委員会関係))

令和4年10月19日急施を要したため、別紙のとおり令和4年度三重県一般会計補正予算(第4号)(教育委員会関係)に係る意見聴取について専決処分したので、これを報告し承認を求める。

令和4年10月24日提出 三重県教育委員会教育長

提案理由

令和4年度三重県一般会計補正予算(第4号)(教育委員会関係)について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、知事から意見を求められたが、急施を要したため三重県教育委員会教育長事務専決規則第3条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第2項によりこれを報告して承認を求める。

これが、この議案を提出する理由である。

2枚目をご覧ください。令和4年度三重県一般会計補正予算(第4号)(教育委員会関係)について、知事からの意見照会に対し、原案に同意する旨の回答です。裏面は知事からの意見照会文書です。

3ページをご覧ください。今回の補正予算について、ご説明申し上げます。今回の補正では補正額の合計欄にありますとおり、総額で1,390万円の増額を行うものです。4ページをご覧ください。補正予算の主な内訳を整理しております。静岡県認定子ども園における痛ましい事故をふまえ、バス車内への置き去りを防止するための安全装置を設置するため、教育総務費の就学前教育の質向上事業費で、公立幼稚園の送迎バスに設置するため、市町へ補助を行う費用として90万円の増額、次に、特別支援学校費の特別支援学校スクールバス等運行委託事業費で、県立特別支援学校の送迎バスに設置する費用

として1,300万円の増額をするものです。
説明は以上です。

【質疑】

教育長

議案第43号はいかがでしょう。

大森委員

これももう県議会で承認されてるんですか。

石井課長

はい。専決処分させていただきました、知事に回答し、先般の議会の方で予算が成立しております。

富樫委員

1台あたりどのくらいの補助なのか。

石井課長

特別支援学校につきましては、県の方で実施しますので1台あたり20万円で特別支援学校は65台あります。公立の幼稚園につきましては、20万円を基礎にそのうちの8割を国、1割を県、残りを市町ということで9割の補助ということになります。

教育長

補足させていただきますと、全国的な事案ですので、国においても補助の仕方とか内容ってというのは、検討が深まっているんですけども、今回計上させてもらっているのは、スクールバスのエンジンを切った後に、色々な仕組みがあるんですけども、運転手の方が室内の後ろまで行ってブザーが鳴る仕組みで、ブザーを物理的に切る必要があるということで、取り残しのないようにヒューマンエラーを無くすというのが基本になってます。国は民間に対して、可能な限り負担をなくすってことも考えられてますので、決まり次第すぐにその補助の主体あるいは県立の特別支援学校に設置できるように、専決処分させていただいて、先般の議会の方で、この分だけその日のうちに承認をいただいたという状況です。

【採択】

—全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。—

・審議事項

議案第44号 訴訟事件の処理について（非公開）

野口教職員課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・報告事項

報告 1 令和 5 年度三重県立学校実習助手採用選考試験の実施について（非公開）

報告 2 令和 5 年度三重県立特別支援学校自立活動教員採用選考試験の実施について（非公開）

報告 3 令和 5 年度三重県職員（航海士・機関士）採用選考試験の実施について（非公開）

報告 4 令和 5 年度三重県立学校育児休業等代替任期付講師等採用候補者名簿登載試験の実施について（非公開）

野口教職員課長が説明し、全委員が本報告を了承する。

・閉会宣言